

セントルシアの入国規制措置（7月2日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、7月2日以降の入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、事前の渡航許可取得のための登録フォーム手続き（オンライン上）がなくなる等の変更がなされています。

- 1 全ての渡航者は、到着時の手続き簡易化のため、健康検査フォームをダウンロード及び印刷し、到着前に記入を終えている必要がある。
- 2 ワクチン完全接種渡航者
 - (1) 渡航前の新型コロナウイルス検査や検疫措置は課されない。チェックイン、搭乗及び入国の際に、有効なワクチン接種証明書の提示する必要がある。5歳から17歳のワクチン未接種の子どもと共に渡航し、子どもの検疫措置免除を希望する場合は、同子どもは渡航前と到着時に自費によるPCR検査を受け、同検査結果が判明するまで、検疫措置が課される。同検査結果が陰性の場合は、検疫は不要となる。
 - (2) ワクチン完全接種者とは、それぞれのワクチンの定められた規定回数（2回接種ワクチン、1回接種ワクチン）を接種し、最終回の接種から2週間を経過している者を言う。
- 3 ワクチン未接種渡航者
 - (1) 5歳以上のワクチン未接種渡航者は、到着5日前以内に受検したPCR検査の陰性結果を所持する必要がある。
 - (2) PCR検査（検体採取）は、医療従事者または医療従事者監督の下、採取された検体（鼻咽頭ぬぐい液、中咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、前鼻腔ぬぐい液、中鼻甲介ぬぐい液）とし、LAMP法検査、自宅等での自己検査及び唾液の検体は認められない。また、検査結果書には、検体を採取した医療機関（名前、住所、電話番号）、氏名、生年月日、検体採取日、検査の種類と検査方法、検査結果が記載されている必要がある。未検査または、指定外の検査結果を所持した渡航者は、到着後に自費で再検査が課され、検査結果が判明するまで検疫措置が課される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。